

職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合における公表の運用の見直しについて（お知らせ）

本組合では、事務局職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、当該感染職員の所属等について、原則として公表することとしておりましたが、今後は、以下のとおり運用することとしましたので、お知らせいたします。

1 今後の運用について

原則として公表しない。

ただし、クラスターの発生が疑われる場合や住民サービスに影響を及ぼす場合その他住民への周知が必要と判断する場合は、組合ホームページへの掲載及び石巻記者クラブへ情報提供を行うものとする。

2 適用年月日

上記1の運用は、令和4年8月9日（火）から適用する。

令和4年8月9日

総務企画課